

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	釜石市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kamaishi.iwate.jp/kurasu/mynumber/index.html">http://www.city.kamaishi.iwate.jp/kurasu/mynumber/index.html</a>

執行機関名 釜石市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	釜石市就学前心身障害児医療費給付規則(昭和63年釜石市規則第30号)による医療費に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		釜石市個人番号の利用等に関する条例(平成27年釜石市条例第43号)別表第1第5項、釜石市就学前心身障害児医療費給付規則(昭和63年釜石市規則第30号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第1条	釜石市就学前心身障害児医療費給付規則(昭和63年釜石市規則第30号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	この規則は、就学前心身障害児に対して医療費の自己負担分を給付することにより、当該心身障害児の健康を保持すると共に経済負担の軽減を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		釜石市就学前心身障害児医療費給付規則(昭和63年釜石市規則第30号)